

## 生涯教育委員会設置要領

### (目的)

第1条 (公社) 山口県栄養士会会員が栄養専門職として必要とされるスキルを修得し、対象者の一人ひとりに応じた適切な栄養の指導ができることを目指すため、生涯にわたり継続的に学習できる場を提供できるよう企画・運営を行う「生涯教育委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生涯教育研修の全般の企画・立案・運営・連携・協働を図る。

ア 基本研修の企画・立案については研修内容を勘案し、各職域事業推進委員会との連携を密にし、運営を行う。

イ 実務研修の企画・立案については教育内容を勘案し、関係職域事業推進委員会と連携を密にし、協働して運営する。

(2) 生涯教育研修については、研修内容、運営方法等について、参加者の意見を十分把握し、次回に反映する。

(3) その他生涯教育に関すること

### (組織)

第3条 委員会は10名程度で組織する。

2 委員は、学術部理事及び各職域事業推進委員会の運営委員(役員)中から1名~2名推薦された者とする。

3 委員会に、助言者を置くことができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、学術部長を充て、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任を妨げない。

### (運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、必要に応じて、助言者に出席を求めて指導を受けることができる。

(経費)

第7条 委員会の経費は、生涯教育に係る研修会の受講料として参加者から徴収した費用をもって充てる。

(会員管理)

第8条 生涯教育における基本研修及び実務研修の受講者会員の管理は、委員会で行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成25年12月20日から施行する。

令和 1年10月20日 改正



山 栄 発 第 号  
令 和 年 月 日

各職域事業推進委員会 委員長 様

公益社団法人 山口県栄養士会  
学術事業部長 ○ ○ ○ ○

生涯教育委員会の設置に伴う委員の推薦について (依頼)

日本栄養士会の生涯教育体系のもと研修を実施するため、別添「生涯教育委員会設置要領」のとおり委員会を設置しております。

つきましては、その委員として、貴委員会運営委員の中から1名程度推薦いただきますようお願いいたします。委員の役割は、設置要領の第3条に示しているとおりです。

特に、実務研修においては各職域事業推進委員会との連携・協働が必須となり、生涯教育委員会との調整役をお願いすることとなります。

ご多忙のところ恐縮ですが、貴部会の来年度の事業計画作成にも関連いたしますので、令和 年 月 日 ( ) まで推薦者の氏名・所属等を事務局まで報告願います。

なお、第1回委員会を来年 月 日 ( ) に開催する予定です。

(公社)山口県栄養士会事務局  
〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1  
山口県総合保健会館4F  
TEL : 083-932-8015  
FAX : 083-902-7156